

1 任免及び人数の状況

(1) 職員の採用及び退職の状況

区 分	一般職員（５年度）	一般職員（６年度）
採用者数	０人	０人
退職者数	０人	

(2) 職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数 (a)－(b)	主 な 増 減 理 由
		令和６年（a）	令和５年（b）		
一般行政部門		５ [１ １]	５ [１ １]	０	

（注）１ 職員数は一般職に属する職員数である。

２ []内は、条例定数

(3) 年齢別職員構成の状況（令和６年４月１日現在）

区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	人	人	人	人 ２	人 １	人 ２	人	人	人	人	人	人 ５

(4) 職員の推移（各年４月１日現在）

区 分 部 門		(各年４月１日現在)					
		２年	３年	４年	５年	６年	計
全職員	減 員	△ ２	０	０	△ １	０	△ ３
	増 員	０	０	０	０	０	０
	差 引	△ ２	０	０	△ １	０	△ ３
	職員数	６	６	６	５	５	－

(5) 一般行政職の級別職員数の状況（令和６年４月１日現在）

区 分	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	計
代表的な職	主事	主任主事	主査	係長 主任主査	事務局次長 所長	事務局長 技監	
職員数	人 ０	人	人 ３	人 １	人 １	人	人 ５
構成比	% ０	%	% 60.0	% 20.0	% 20.0	%	% 100.000

（注）１ 当組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

２ 代表的な職とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 人事評価の状況（令和 5 年度）

本組合においては、地方公務員法に基づき、職員の能力開発、勤労意欲の高揚及び職務能力の向上並びに公正な人事管理を図ることを目的とし、能力評価と業績評価を柱とした人事評価を平成 28 年度から実施しています。

3 給与の状況

(1) 人件費の状況（令和 5 年度普通会計決算）

住民基本台帳人口 (令和 6 年 4 月 1 日現在)	歳 出 額 (A)	人 件 費 (B)	人件費率 (B) / (A)	(参考) 4 年度の人件費率
人	千円	千円	%	%
108,392	2,126,467	41,144	1.9	2.6

(2) 職員給与費の状況（令和 5 年度普通会計決算）

職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費 (B) / (A)
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
人	千円	千円	千円	千円	千円
5	16,720	2,941	6,645	26,306	5,261

(注) 1 職員手当には退職手当・退職手当負担金を含まない。

2 職員数は、令和 5 年 4 月 1 日現在の人数である。

(3) 学歴別初任給及び経験年数別平均給料月額状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分		初 任 給	平均給料月額 (平均年齢)
一般行政職	大学卒	円 187,300	287,520 円 (37歳6月)
	高校卒	円 166,600	

(4) 一般職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当（令和 5 年度）

区 分	6 月期	12 月期	計
期末	1.20 月分	1.25 月分	2.450 月分
勤勉	1.00 月分	1.05 月分	2.050 月分

(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置が設けられている。

※一般行政職の加算率 3 級 5 %
4・5 級 10 %
6 級 15 %

(イ) 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区分	支給率	
	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分

(ウ) 時間外勤務手当

区分	令和 5 年度	令和 4 年度
支給総額	753 千円	2,663 千円
職員 1 人当たり支給年額	151 千円	533 千円

(エ) その他の手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内 容	支給単価 (月額)	支給実績 (5 年度決算)
扶養手当	1 配偶者	6,500 円	367 千円
	2 子	10,000 円	
	・ 配偶者がいない場合そのうち 1 人	10,000 円	
	3 父母等	6,500 円	
	・ 配偶者及び扶養親族たる子がいない場合そのうち 1 人	6,500 円	
	※なお、16歳から22歳までの子供の場合には、それぞれ5,000円が加算されます。		
住居手当	借家・アパート居住者（家賃16,000円以上場合、額に応じて）	18,650～ 28,000 円	533 千円
通勤手当	自家用車利用者（片道2 [＊] 以上の距離区分に応じて）	3,500～ 16,500 円	484 千円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員	40,000 円	480 千円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの間現に支給地域に居住する職員	7,360～ 17,800 円	317 千円

(5) 特別職の報酬等の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	給与費（報酬）
管 理 者	年額 46,000 円
副 管 理 者	年額 40,000 円
議 長	年額 39,000 円
副 議 長	年額 35,000 円
議 員	年額 34,000 円
監査委員（識見者）	年額 34,000 円
監査委員（議 員）	年額 17,000 円
その他の特別職	日額 7,000 円

4 勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況

勤務時間	勤務時間の割り振り
休憩時間を除き、4 週間を超えない期間につき 1 週間当たり 38 時間 45 分とする。	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。 なお、この勤務時間中に午後零時から 1 時間の休憩時間を置く。

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日）

総付与日数 (a)	総使用日数 (b)	対象職員数 (c)	平均使用日数 (b) / (c)	消化率 (b) / (a)
240 日	48 日	6 人	8 日	20.0 %

(3) 育児休業の取得状況（令和 5 年度）

区 分	男性職員	女性職員	計
新たに育児休業を取得した職員	0 人	0 人	0 人
新たに育児休業が取得可能となった職員	0 人	0 人	0 人

(4) その他の休暇

年次有給休暇以外に、特別休暇として夏季休暇（4 日間）、病気休暇、出産や慶弔に関する休暇などが認められております。

(5) 時間外勤務の状況（令和 5 年度）

総時間数	一人あたりの時間数
398 時間	79.6 時間

5 分限処分及び懲戒処分の状況（令和 5 年度）

(1) 分限処分者数

処 分 事 由	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績がよくない場合					0 人
心身の故障の場合					0 人
職に必要な適格性を欠く場合					0 人
職制、定数の改廃等により廃職、過員を生じた場合					0 人
刑事事件に関し起訴された場合					0 人
条例で定める事由による場合					0 人

(2) 懲戒処分者数（行為別）

処分の具体的事由	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
給与・任用に関する不正						0 人
一般服務違反関係						0 人
一般非行関係						0 人
収賄等関係						0 人
道路交通法違反						0 人
監督責任						0 人

6 服務の状況

服務規律遵守のための取組み状況

職員の服務に関しては、矢巾町職員服務規程の適用を受ける職員の例によることとされており、矢巾町総務課発令の通知により職員の通知を図っております。

7 退職管理の状況（令和５年度）

区分	退職者数	うち再就職者数		
		再任用職員	その他の団体 （民間企業等）	自営業又は 未就労
一般行政職員等	0	0	0	0
合 計	0	0	0	0

8 研修及び勤務成績の評定の状況

研修の実施状況（令和５年度）

研修区分	受講者（延べ）	主な研修内容
職場内研修	0 人	
派遣研修	7 人	財務事務研修、監督者級選択講座など
計	7 人	

9 福祉及び利益の保護の状況

(1) 公務災害補償の状況（令和５年度）

地方公務員災害償基金による補償の状況

区 分		療養補償・休業 補償・介護補償	傷病補償・障害 補償・遺族補償	葬祭補償	認定件数
一 般 職 員	件	0 件	0 件	0 件	0 件
	額	0 円	0 円	0 円	

(2) 厚生福利事業の概要

(ア) 職員の健康診断の状況（令和５年度）

対象職員数	定期健康診断 （生活習慣病予防検診）	受診率
5 人	5 人	100 %

(イ) 福利厚生の状況（令和５年度）

地方公共団体は、地方公務員法において、職員の福利厚生を計画を樹立し実施することが義務付けられており、当組合では県内の市町村職員を会員とする岩手県市町村職員健康福利機構並びに盛岡・紫波地区環境施設組合職員互助会において福利厚生事業を行っております。

10 職員の競争試験及び選考の状況（令和５年度）

職員の競争試験及び選考は実施しておりません。

11 勤務条件に関する措置及び不利益処分に関する不服申立ての状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和５年度）

新規及び継続の件数とも該当事案はありません。

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和５年度）

新規及び継続の件数とも該当事案はありません。